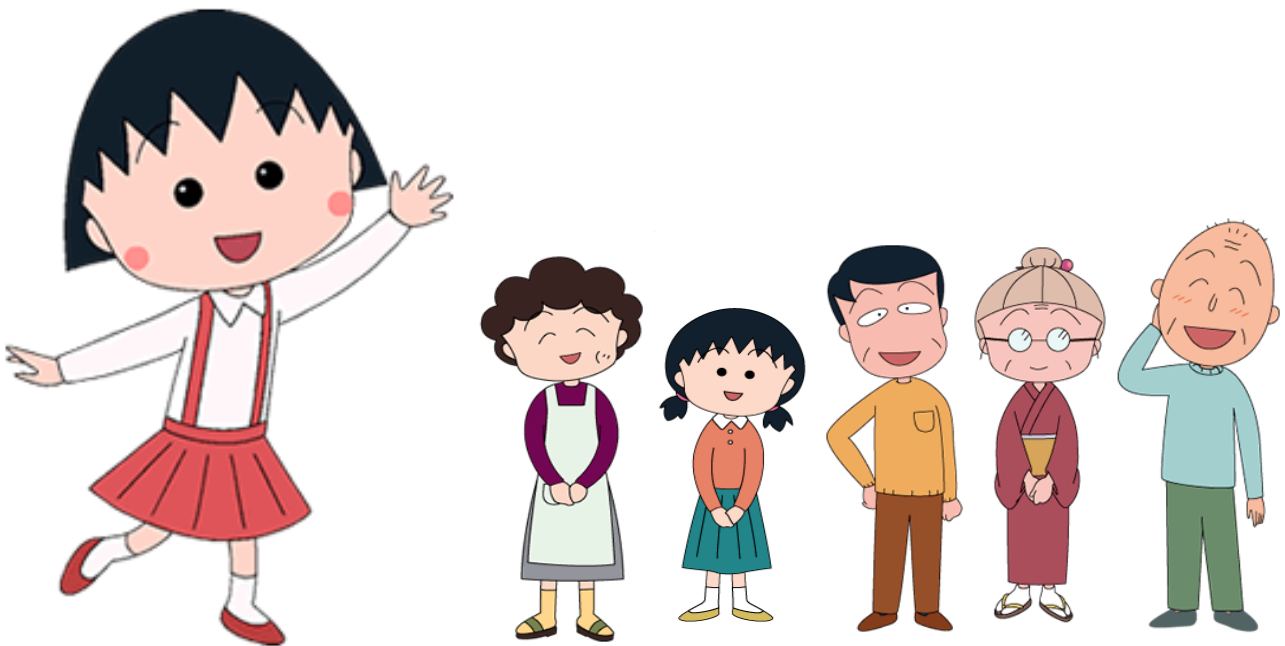


これならわかる？ 相続ガイドブック



～目次～

1. はじめに

2. 相続の基礎知識

2.1 さくら家を用いて用語の説明

2.2 法定相続分の割合

2.3 それ以外に知っておきたいこと

3.1 相続と贈与の違い

3.2 相続と贈与の違いを知ることによって節税を期待できる生前贈与

4.住まい編

4.1 不動産の問題点と、さくら家での不動産相続

4.2 不動産をわけると3つの方法

4.3 さくら家であてはめられた小規模宅地の自宅の例

5.保険編

生命保険の活用方法

6.資産管理編

相続税評価額

7.1 遺言について

7.2 相続する方へ

8.おわりに



1. はじめに

はじめまして、こんにちは ^ ^

武蔵大学 経済学部金融学科 2 年の小高 郁（こだか いく）と申します。

大学では、ファイナンス関係のゼミナールに所属しており「日経 STOCK リーグ」
（学生のための株式学習コンテスト）に向けて取り組んでいます。

一昨年、白鳥先生の FP 演習の授業を受けて、FP という仕事を知りました。
今後生活していくうえで FP の知識は大切だと思いました。

この授業を受けたことがきっかけで FP に深く興味を持ち、
FP の資格の勉強をしています。今年 3 級の資格に合格して、
現在は 2 級取得を目標に取り組んでいます。

今回、私が春休みのインターン期間で取り組んだ課題は、

「わかりやすく役に立つ相続のガイドブックをつくる」です。

私は今まで相続が身近にありませんでした。
しかし、先日私の祖父母が生前贈与をし始めたことを知り、
将来誰にでもおきる相続に興味を持ちました。

このガイドブックをできるだけ多くの方に見ていただき、
「相続って難しい…」という方が「相続って、そういうことか！」と知識を深めて、
今後の人生において相続で困る可能性を減らすなど、少しでもお役に立てれば嬉しいです。



2. 相続の基礎知識

あなたは「相続なんて、自分には関係ない!」と思っていませんか?

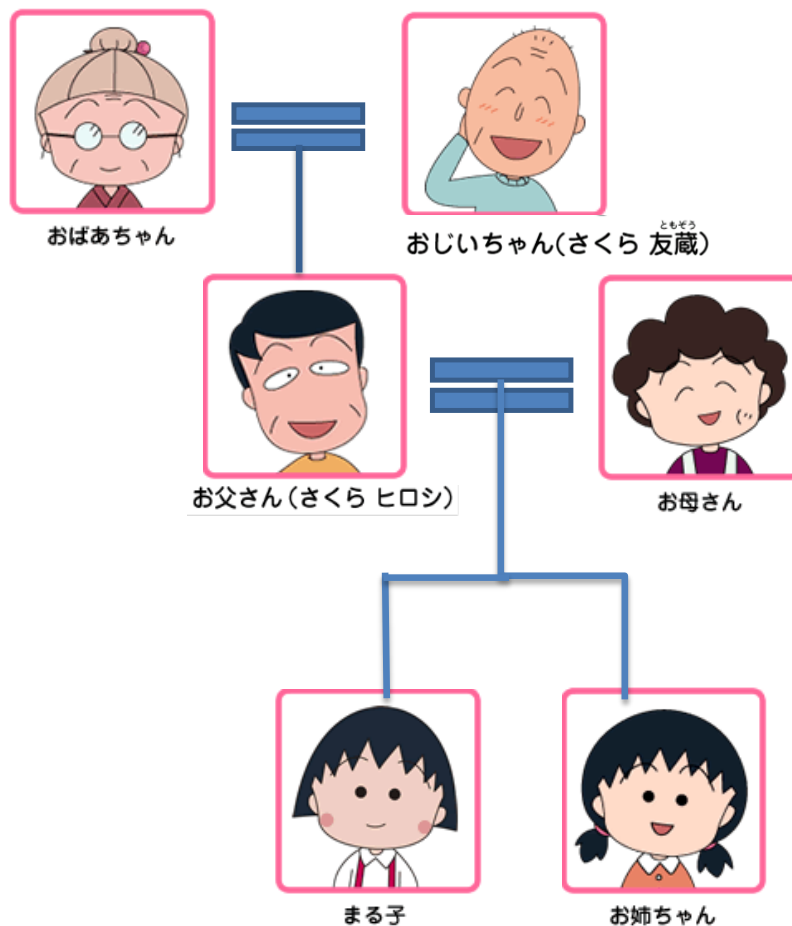
どんな人でも、親が亡くなれば資産・負債を問わず「相続をする」可能性があるし、いつか寿命を迎える時には家族に資産や負債を「相続をさせる」可能性があります。

相続は意外と身近です。相続の知識がないと損をしてしまうかもしれません。
このガイドブックでは「ちびまる子」のさくら家をモデルに、相続の理解を深めていきます。



まる子の家庭、家系図をイメージしてみましょう♪

✿家系図✿





2.1 さくら家を例に相続に関する専門用語を学びましょう

友蔵  が死亡した場合で考えてみます。

まる子のおじいちゃん、友蔵  が死亡したら
友蔵は相続において被相続人（ひ・そうぞくにん）とよばれます。

その残された家族の、近い遺族は相続人（そうぞくにん）とよばれます。

死亡した人が残した財産を受け継ぐ人は、法律でガイドラインが定められています。
その決められている人を法定相続人（ほうてい・そうぞくにん）といいます。

この法定相続人のなかで、一番優先されて受け継げる人は
死亡した人の配偶者（＝奥さん、もしくは旦那さん）、そして次が子供です。

例えば、友蔵  が死亡したら、おばあちゃん 
は友蔵の奥さんであるため最優先で受け取ることができ、まる子のお父さんのヒロシ 
が死亡すればまる子のお母さん  は最優先で受け取れます。

もし、誰にどれくらい相続させる、という指示＝遺言（ゆいごん／いごん）が
なかった場合は法律上の相続のガイドラインに従うケースが多いです。

民法という法律のなかで示されている相続資産の配分の目安を
法定相続分（ほうてい・そうぞくぶん）といいます。

この法定相続分は、法定相続人の中で各人がもらう割合も決まっていて
受け継ぐ人の立場によって異なります。

その割合について、次のページで詳しく見てみましょう♪

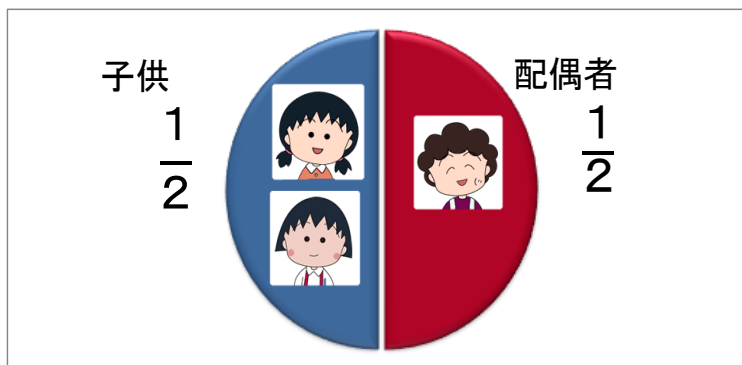


2.2 法定相続分の割合について学びましょう

✿基本的な3パターン✿

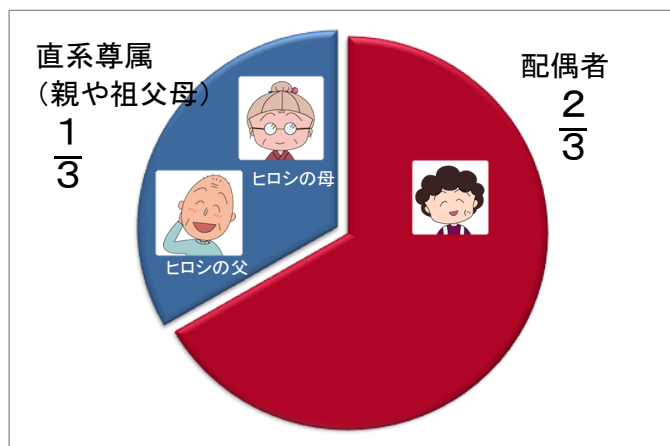
ヒロシ  が、お酒の飲みすぎで死亡してしまった場合で考えてみます

被相続人に子供がいる場合



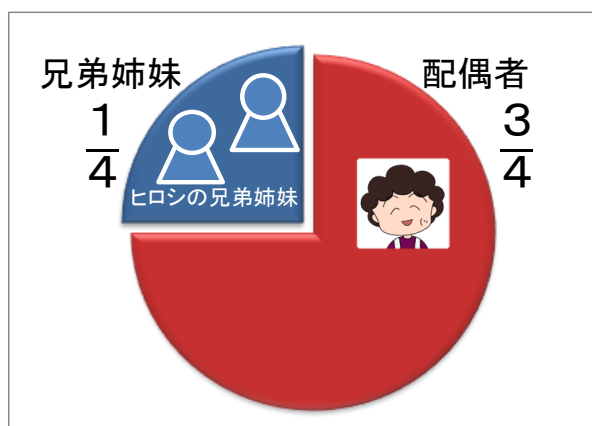
●子供が複数いる場合は
⇒相続分の2分の1を均等にわけ

被相続人に子供がいない場合



●直系尊属が複数いる場合は
⇒相続分の3分の1を均等に分ける

被相続人に親と子供がいない場合



●兄弟姉妹が複数いる場合は
⇒相続分の4分の1を均等にわけ



2.3 それ以外に知っておきたいこと

★ 相続放棄（そうぞくほうき）とは？

相続できる立場でありながら「全く知らない」、
と受け継ぐ権利を放棄し相続をしない選択をすることを**相続放棄**といいます。

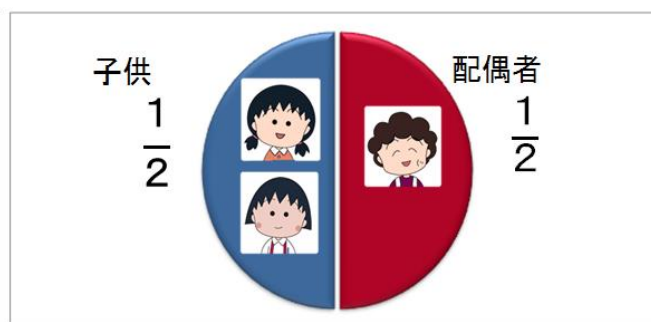
相続放棄をした子供も相続をできません。つまり、友蔵  が亡くなって、
ヒロシ  が法定相続人になってもヒロシが相続放棄をしたとしたならば、
その子供のまる子  とお姉ちゃん  は友蔵の相続はできません。

★ まず、法定相続分（ほうていそうぞくぶん）通りに相続すると？

友蔵  とおばあちゃん  が死亡したのちにヒロシ  が死亡するという
寿命通りに相続が行われる場合は、誰が、どのくらい受け取ることができるのでしょうか？

被相続人がヒロシ  で、常に相続人になる配偶者のお母さん  がいるので
お母さんが相続人になります。

次にヒロシには子供がいるのでまる子  とお姉ちゃん  も相続人になります。



法定相続分通りに相続すると、
お母さんと子どもたちで
2分の1ずつわけることになります。

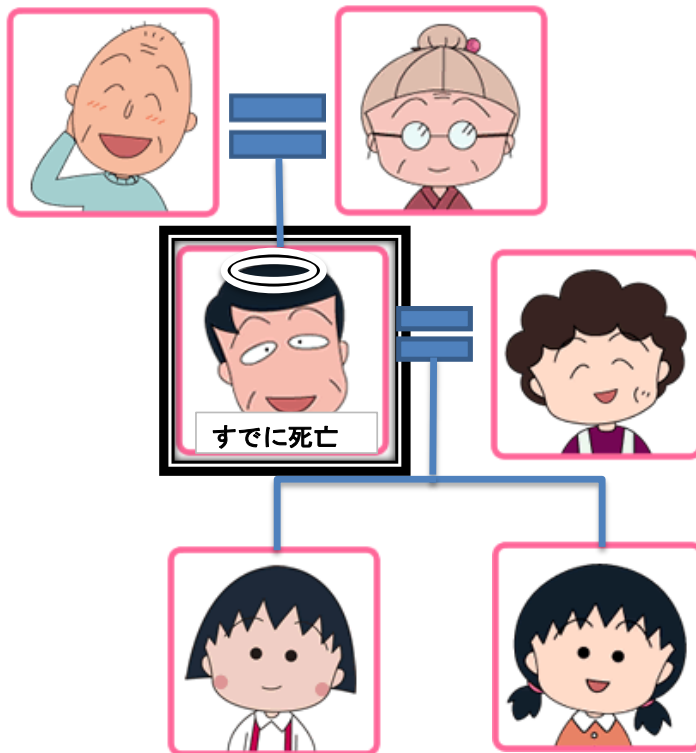
この基本を確認した上で、次の代襲相続（だいしゅうそうぞく）を理解しましょう。

★ 代襲相続（だいしゅうそうぞく）とは？

相続人となるはずの人が相続開始時にすでに死亡等の理由で相続できない場合に直系尊属が代わりに相続することを代襲相続といいます。

前の項目で説明したケースにおいて、

一人っ子のヒロシ  がたばこやお酒の飲みすぎで友蔵  よりも先に死亡しているとします。



そしておばあちゃん、 次に友蔵  が死亡すると、友蔵の遺産は全て一人っ子のヒロシ  に受け継がれます。

ヒロシ  は友蔵の遺産を受け継ぐはずでしたがすでに死亡しているため、法定相続分で定められたヒロシが受け取れる友蔵の遺産はどこに行ってしまうのでしょうか？

♪この行方はヒロシの子供のまる子  とお姉ちゃん  です。

ヒロシ  が先に死亡し、友蔵  が死亡して、おばあちゃん  は生存している場合も、ヒロシが受け継ぐことのできた法定相続分で定められた2分の1は、まる子  とお姉ちゃん  が代わりに相続をします。

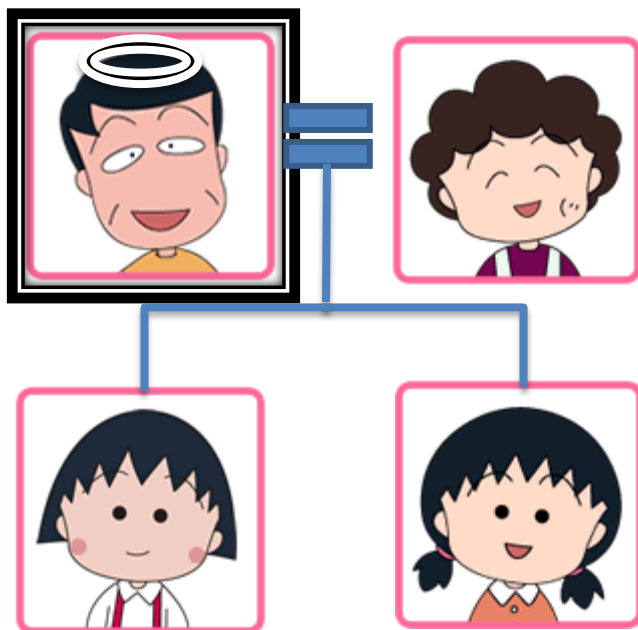
死亡した友蔵  からすると、孫にあたる人が受け継いでいます。
(孫が飛び越えて受け継ぐこと、と言い換えることができますね。)これを代襲相続といいます。

★ 遺留分（いりゅうぶん）とは？

遺言をすれば、法定相続分に関係なく財産を自由に分け与えることができます。

しかし、一方で「配偶者、子、親」（兄弟姉妹以外の相続人）には、
「最低限相続できる財産の割合」があり、そのことを遺留分といいます。

友蔵  とおばあちゃん  が死亡した後、ヒロシ  が死亡したとします。



ヒロシ  は、かわいいまる子  に 100%渡す、という内容の遺書を書きました。

たしかに、遺言をすれば、財産を自由に分け与えることができます。

しかしお母さん  とお姉ちゃん  は遺言があったものの納得がいかないですね。
この場合「最低限でももらえる財産」（＝遺留分）を主張することができるのです。

ヒロシ  はまる子  に 100%渡す、としましたが、
お母さん  とお姉ちゃん  は法定相続分の半分は最低限受け取れる権利があるのです。

その権利の割合を遺留分といい、お母さん  は、
法定相続分の 1/2 の半分、1/4 は最低限認められています。
お姉ちゃんは  1/4 の半分、1/8 は保証されているためその権利を主張できます。



3.1 相続と贈与の違いを知りましょう

相続は「死亡後に」資産を引き継ぎ、贈与は「生きている間に」資産を引き継ぎます。

現在の税制において、相続では「5000 万 + (法定相続人の数 × 1000 万)」で出た金額の、税金が掛からない額（＝非課税）があります。

また、相続時に生命保険や損害保険の死亡保険金があると（500 万 × 法定相続人の数）が、さらに税金が掛からない金額になります。

贈与は年間 110 万円以上をもらうと、もらった人は税金を払わなければいけません。

相続と贈与の違いは「タイミング」と「税金」があげられます。

	相続	贈与
タイミング	死亡したときにあげる	生きている間にあげる
税金	5000 万 + (法定相続人の数 × 1000 万) 分は税金がかからない 保険があると（500 万 × 法定相続人数）分は税金がかからない	年間 110 万円以下なら税金はかからない

上の図のように、一般に税金の負担は相続より贈与の方が重いということがわかります。そのため「贈与には節税効果がある」と思う人は少ないでしょう。

しかし、年間 110 万円を超えると税金を払わなければいけないのは「贈与を受けた人」で、資産を持っている人（将来の被相続人）は複数の人に 110 万円を贈与することができます。また、贈与は 1 年あたりの非課税の枠は小さいものの、年が変われば何度でも使えます。生きているうちに毎年 110 万円以下の財産を長期にわたって計画的に贈与を繰り返せば、税金もかからず、まとまった財産を渡せる可能性があります。



友蔵 心の俳句 ～ 相続・贈与編

「生前に カネを渡すと 税が減る？」「死ぬまでに 使い切っちゃえ 税もゼロ」

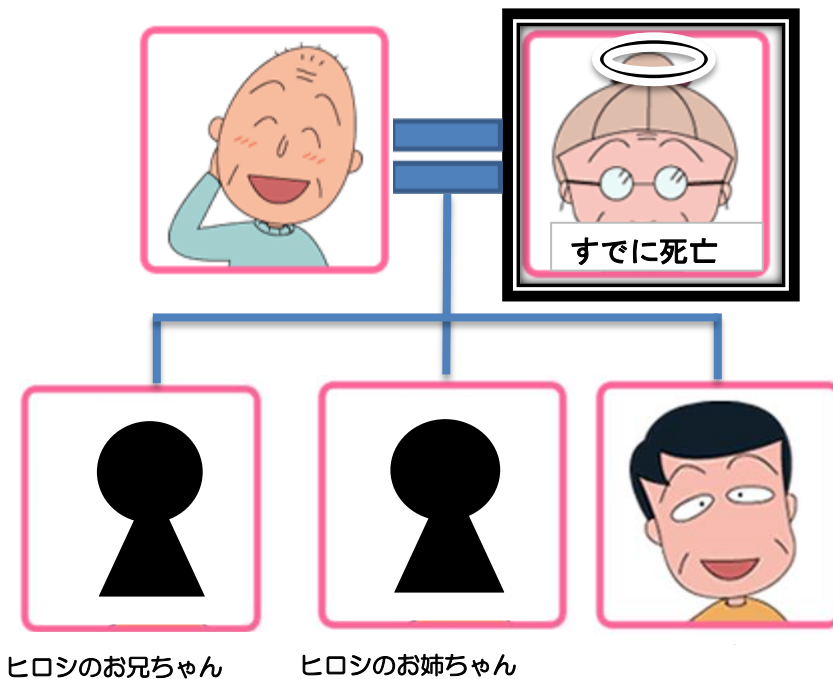


3.2 生前贈与（せいぜんぞうよ）のケーススタディ

✳️相続と贈与の違いを知ること、節税を期待できる**生前贈与**（＝相続の前倒しで、生きているうちに自分の財産を人に贈与すること）について学びましょう✳️

以下の例で考えてみます

- ・友蔵  がもともと 1 億 4600 万円の財産を持っています。
- ・友蔵が生前 20 年間にわたり、年間 110 万円ずつ 3 人の子供に贈与していました。
- ・友蔵は今年亡くなりましたが、この 3 年間は贈与をしていません。
- ・ヒロシ  は 3 人兄弟で、ヒロシの母のおばあちゃん  はすでに死亡しています。そのため相続人は 3 人の子供です。



（１）20 年間で 3 人の子供に贈与した金額

3×110 万×20 年間で、6600 万円友蔵が子供たちに贈与することになります。
⇒生存時に贈与することで死亡後に払うはずだったこの 6600 万円分の相続税を減らすことができます。

（２）友蔵が死亡したときに 3 人の子供が相続する金額

もともと保有している 1 億 4600 万円のうち 6600 万円を生存時に贈与をしました。

1 億 4600 万-6600 万円=8000 万円

死亡後に渡す金額は 8000 万円であるため、3 人の子供が相続するのはこの 8000 万円です。

(3) 3 人が相続するときに税金がかからない額として差し引ける金額

ヒロシのお兄ちゃん、ヒロシのお姉ちゃん、ヒロシの 3 人が受け継ぐばあい、
「5000 万+1000 万×法定相続人の数」の計算で 8000 万円は税金がかかりません。

(4) ヒロシたちが払う税金はいくら？

毎年ヒロシたちがもらった 110 万円は非課税内なので、
3 人の子供は贈与された分の税金を払う必要はありません。
なおかつ死亡後に相続する(2)ででた 8000 万円は、(3)での非課税額内に
収まることになります。
8000 万(相続する金額)=8000 万(非課税額)なのでヒロシたちが払う税金はゼロです。

つまり、生前に贈与をしていなかったらヒロシたち 3 人は 6600 万円分に対応する
相続税を払わなければいけませんでした。

友蔵  が生前に毎年 110 万円を渡すことで、ヒロシたちに税金もかかることもなく
贈与ができました。

ヒロシたちは同じ 1 億 4600 万円をもらったとしても、生前贈与を友蔵が行ったことで
税金を払う必要がないという節税ができました。



ズバリ！渡すタイミングをずらすことで、
節税を期待できるでしょう◎

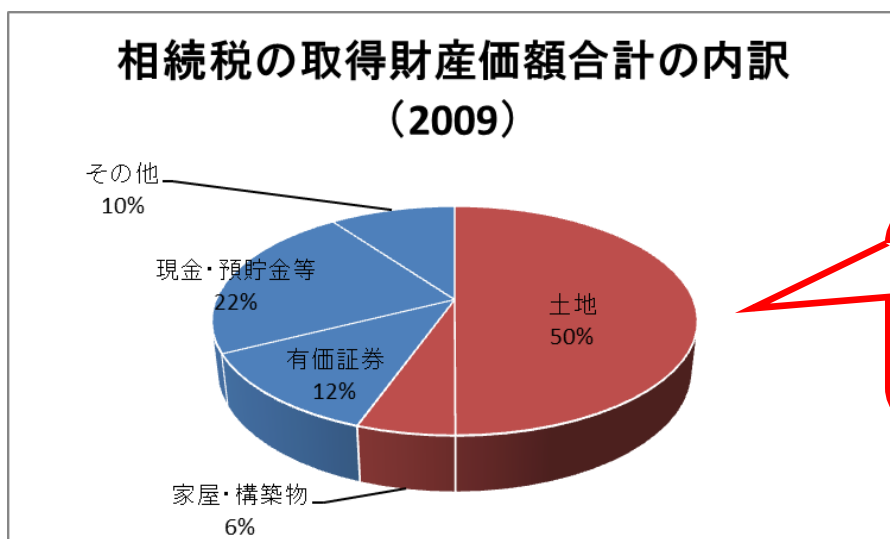


4. 住まい（不動産）編

以下の図は、国税庁が把握した相続財産の内容をあらわしたものです。

土地を中心とした「不動産」が半分のウェイトを占めていますね。

つまり、相続においては「不動産の相続」が重要な注意ポイントであるといえます。



不動産が
約5割！

*「国税庁統計年報書」を基に作成

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sozoku2009/pdf/kazeijyokyo.pdf>



4.1 不動産を相続する場合の問題点

共有に注意！！

相続するものが不動産のみで、複数の相続人が存在する場合を考えましょう。

預金を相続したら、必要に応じてすぐに現金を手にすることができます。

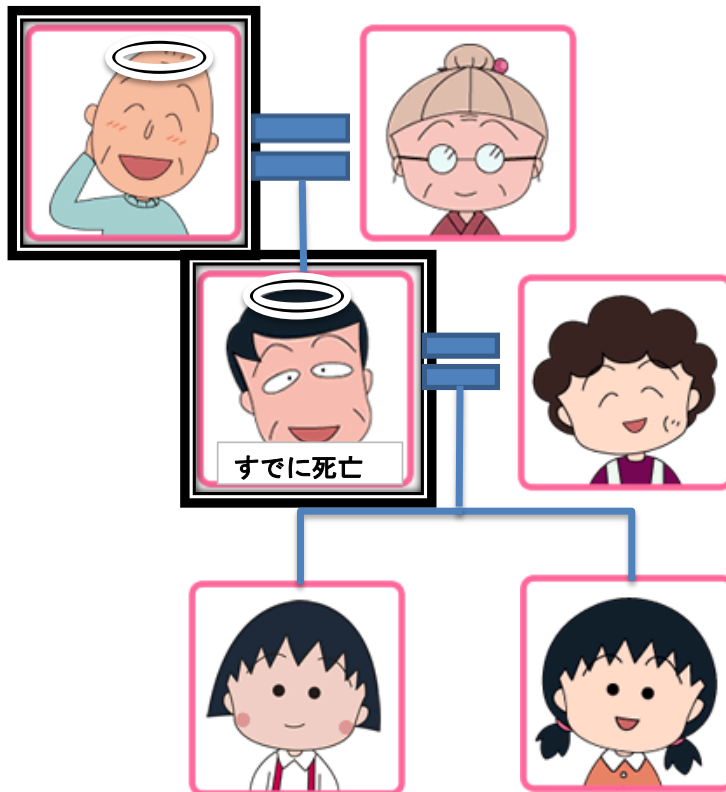
しかし、不動産は売却完了までに時間が掛かる（3ヶ月以上～）ことが多いですし、

需要が少ない地域の不動産は、大幅に値段を下げて買い手がつかないケースさえあります。

つまり、不動産は現金化しにくいので、問題が生じるケースが多いのです。

✿さくら家のケースであてはめてみます✿

ヒロシ  が死亡した後に友蔵  が死亡し、
相続する内容がまる子と友蔵が住んでいた家だとしてします。
この家は、おばあちゃん  と、ヒロシが死亡しているため代襲相続するまる子  と
お姉ちゃん  の3人が相続することになります。



1つの不動産を3人でわけることになります。

例えば、おばあちゃん  が「少しの現金をもらうから、不動産はいらない」と言って、不動産を残りの2人でわけることになったとします。
いずれはまる子とお姉ちゃんは結婚して、それぞれ家庭をもち別々で暮らします。

すると、まる子とお姉ちゃんのそれぞれの家庭が1つ屋根の下では過ごせないため、どちらかがその家を引き継ぎます。お姉ちゃん  がその今住んでいる家を引き継いだら、まる子は不公平に思い「お姉ちゃんずるい」となり、その分の見返りを求めるでしょう。

しかし、不動産はわけることができなく、現金化にもしにくいいためお姉ちゃんは困ってしまいます。



おさらい ＊～相続人になる順位～＊

1. 常に被相続人の配偶者は相続人になる
2. 子供、子供がいなければその孫（代襲相続）
3. 2に該当する人がいなければ被相続人の父母、祖父母
4. 3に該当する人がいなければ被相続人の兄弟姉妹

4.2 不動産をわけると3つの方法

1つ目は、相続財産を物のまま分割する方法です。

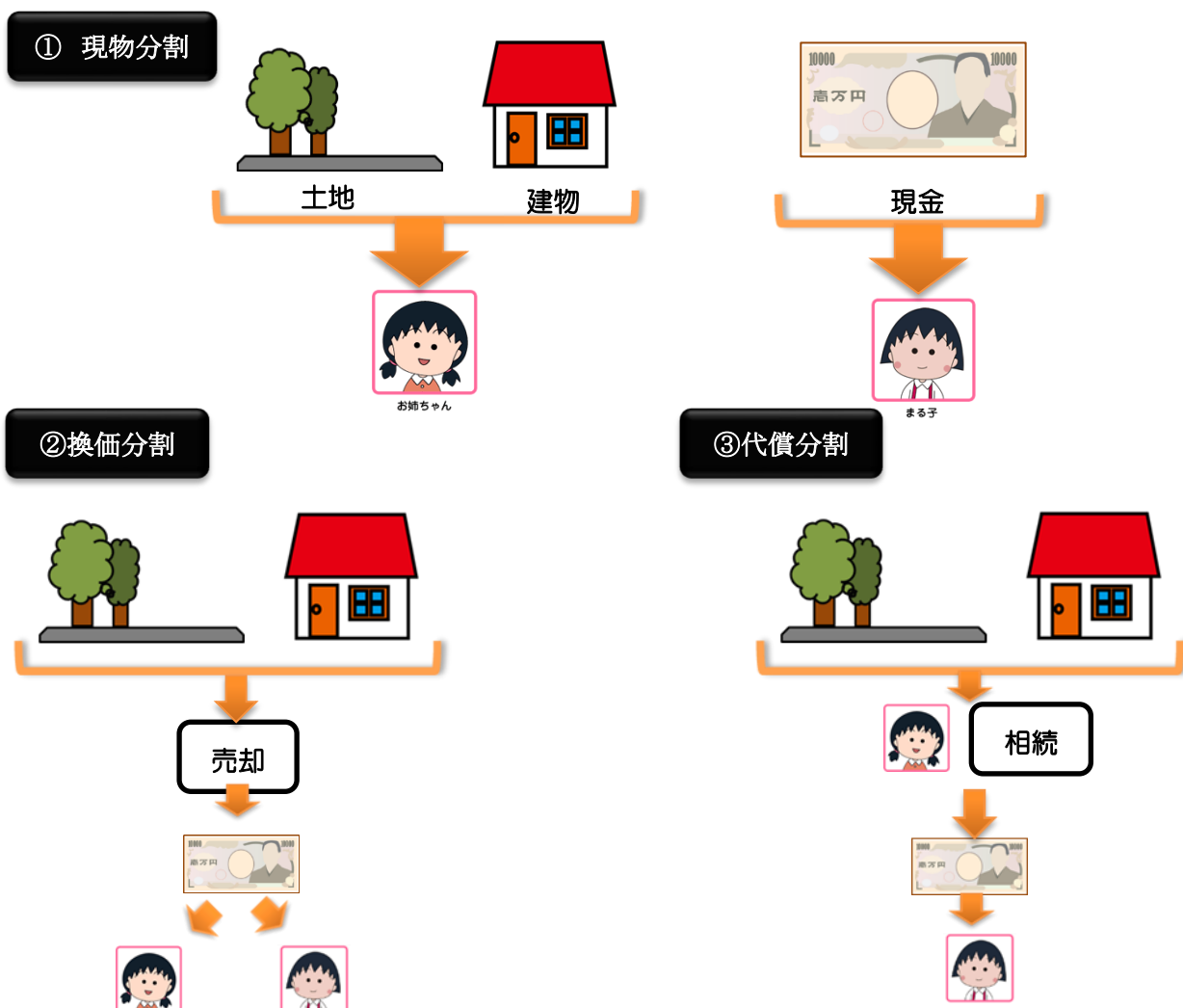
例えばお姉ちゃん  が家、まる子  が現金、
というふうにわけるとを**現物分割**といいます。

友蔵  は現金の用意をしておけばもめることはなかったかもしれません。

2つ目は、相続財産を現金に換えてその現金を分割する方法で**換価分割**といいます。

お姉ちゃん  がもらった家を現金に換えて二人で分ける方法です。

3つ目は、お姉ちゃん  が家をもろうかわりに、お姉ちゃんは
自分が持つ現金などの財産をまる子  にあげることです。**代償分割**といいます。



不動産の問題点：均等に分けることができなくて、
売って現金化にしたいと思ってもなかなか売れないケースがあります。
また共有者が増えると家がほしいと考える人もいて「売る」という意思統一もできない場合もあります。



ズバリ！ 不動産を、複数の人で共有して相続すると危険でしょう◎



4.3 自宅は意外と安い！？

「実はさくら家は東京・吉祥寺駅から徒歩6～7分の高級地に、時価2億円（200㎡）の土地に住む家族（他に家屋1000万円、預金2000万円あり）だったとする。ヒロシが死亡したら、お母さんとまる子たちはいくら相続税がかかるのか？」

★ 小規模宅地（しょうきぼたくち）等の評価減の特例とは？

死亡した人が 住んでいた、事業に使っていた、もしくは所有している土地と建物を貸している建物、を相続した人が受け取り、継続した場合、その受け継いだ物の一定の面積について相続税をかける対象の部分を80%又は50%を減らしてくれる制度です。

（1）相続税評価額：

- ・200㎡の自宅の土地（相続後も家族で住む）

⇒「小規模宅地の評価減の特例」の条件にあてはまり、80%を減らすことができます。
よって2億円のうち20%が課税される対象になるため、 $2\text{億円} \times 20\% = 4000\text{万円}$

- ・家屋と預金

⇒そのまま1000万円、2000万円

合計：4000万円＋1000万円＋2000万円＝7000万円←課税される額

（2）相続税の「基礎控除」の計算式

（法定相続人：お母さん  と、まる子  と、お姉ちゃん  の3人）
 $5000\text{万} + (1000\text{万} \times 3 \text{（法定相続人数）}) = 8000\text{万}$

（3）相続税は？

7000万円＜8000万円（基礎控除以下）なので、相続税はゼロです。

◇答え◇ 2億円もの不動産を相続したのに、相続税はゼロになります。



年間110万人が死亡するそうです。
しかし相続税が課税される件数は5万件弱で、
死者数から計算すると4%です。
相続する半分が不動産だったけど、相続税を払わなければ
いけない件数はかなり少ないということは、自宅等の
不動産が安く見てもらえるからだろうね。



5.保険編

❖相続における保険の活用方法を学びましょう❖

1、現金を相続するなら遺言よりも保険？

アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー 生命保険契約申込書 (必ず裏面(裏面)をお読みください) 2011年3月改訂 A 印 110320

契約者住所
〒130-8561 東京都葛飾区錦糸 1-2-4 錦糸町ビル301
フリガナ スミダタキンシ キンシチョウ

契約者
フリガナ セイホ タロウ
氏名(白書) 生保太郎
性別 男
生年月日 昭和35年10月1日
被保険者との続柄 本人
親権者 後見人 保佐人 補助人 続柄
氏名(白書) 様() 印

被保険者
フリガナ セイホ タロウ
氏名(白書) 生保太郎
性別 男
生年月日 昭和35年10月1日
被保険者との続柄 本人
親権者 後見人 保佐人 補助人 続柄
氏名(白書) 様() 印

契約者
フリガナ セイホ タロウ
氏名(白書) 生保太郎
性別 男
生年月日 昭和35年10月1日
被保険者との続柄 本人
親権者 後見人 保佐人 補助人 続柄
氏名(白書) 様() 印

被保険者
フリガナ セイホ タロウ
氏名(白書) 生保太郎
性別 男
生年月日 昭和35年10月1日
被保険者との続柄 本人
親権者 後見人 保佐人 補助人 続柄
氏名(白書) 様() 印

死亡保険金受取人 *生存保険の場合に死亡給付金受取人となります。
性別 男
フリガナ セイホ タロウ
氏名(白書) 生保太郎
被保険者との続柄 妻
割合% 100

生存保険金受取人 生存保険の場合
性別 男
フリガナ セイホ タロウ
氏名(白書) 生保太郎
被保険者との続柄 妻
割合% 100

これは保険申込書のコピーです。

保険申込書を記入する際には、死亡保険金の受取人欄に

「誰がどれくらいの割合を受け取ることにするか」を書かなければいけません。

そのため、保険を掛けた人（被保険者）が死亡したときには、

誰が、どのくらい、受け取るのかということがはっきりしています。

一方で、遺言は「書いたとき」と「実際に相続が行われるとき」とでは状況が変わり、

(例えば現金や預金が減って) 遺言どおりに分けられないケースがあり得ます。

現金は「手元にあると、いつのまにか使ってしまう」ということがあります、

現金を保険に換えておけば金額が確定されるので、相続において確実にわけることができ、
トラブルを減らせる可能性が高まるといえます。

2、相続放棄をしても、生命保険金は受け取れる？

生命保険は、相続税を課せられる財産のうちの「みなし相続財産」というものに分けられます。

みなし相続財産とは、「本来は被相続人の財産ではないが経済価値のあるもの」という意味です。厳密にいうと保険金は被相続人の財産ではないが、死亡したことで相続人に渡るので、税務上においては相続されたような財産とみなされます。

保険金は「本来の被相続人の相続財産（本当の被相続人の財産）」ではないため、相続資産とは別に受取人固有の財産となります。よって、相続放棄をしても（相続とは関係がないため）受け取ることができます。

3、その他のメリットと様々な活用法

生命保険は、様々な相続対策に利用することができます。例えば、

●相続税の納税資金の対策として利用できる！

不動産を相続したときに支払う税金は現金です。

不動産を相続したものの現金が手元にない場合でも、

同時に生命保険金を受け取ってあれば、それで税金を支払うこともできます。

●現金よりも、相続税の評価額が減る！

死亡保険金は、（500万×法定相続人の数）の金額が

税金がかからない（非課税の）資産とすることができます。

相続対策の切り口には①分割②納税③節税の3つが挙げられます

遺産分割対策	誰にどのように財産を相続させるか ⇒遺言書の作成や、生前贈与などを活用する
納税資金対策	納税を無理なく行う ⇒生命保険の活用などをおこなう
相続税対策	相続税をできるだけ少なくなるようにする ⇒小規模宅地の評価減の特例や生前贈与などを活用し、税金がかかる対象の額を下げる。計画的な対策が必要で、時間をかけて行うほうが効果は高くなる

上記の3つの対策を、生命保険でカバーすることができます。

生命保険を活用した相続対策のポイント

遺産分割対策：死亡保険受取人を予め指定ができる

納税資金対策：現金が受け取れる

相続税対策：非課税枠の活用で相続税の課税価格を減らすことができる



60歳以降でも健康で告知すれば加入できる保険もあるため、保険に入っていない場合は加入をおすすめしたいです。
もし生命保険に加入していたら簡単に解約しないほうがいいといえるね。



6.資産管理編

✳️相続税評価額（相続税や贈与税を計算するときに課税される対象の価格のこと）はいくらになるのか学びましょう✳️

相続内容に以下のようなものがあったらどのように計算するのでしょうか？

（１）現金・預金

銀行や郵便局に預けているお金や手元にある現金などです。
相続発生日の預け入れ残高がそのまま評価される額となります。
定期預金などは、相続発生日までの利息を加えて評価します。

（２）上場（＝証券取引所で売買されている）株式

次の４つのうち一番低い価額を採用できる

- １）相続発生日の終値（＝取引時間の最後についた値段）
- ２）相続発生日の毎日の終値の平均値
- ３）相続発生日の前月の毎日の終値の平均値
- ４）相続発生日の前々月の毎日の終値の平均値

※相続発生日に取引がなかった場合には、相続発生日の前後で一番近い日の終値で評価します。

（３）上場していない株式（自社株、未公開株）

このガイドブックでは、複雑なので省略します♪
詳しく調べたい方は「自社株 相続税評価」で検索してみてください。

（４）保険契約の権利

「保険契約の権利」が相続されるのは、被相続人が**契約者**（＝保険料を支払う人）となり、**被保険者**（＝保険の対象となる人）を被相続人以外としていた場合です。
保険料を払う被相続人が死亡しても、保険をかけられている対象の人は生存しているため、保険金は支払われません。

しかし、被相続人がすでに支払った保険料は相続財産の一部になります。
解約をすれば、**解約返戻金**（＝保険契約を解約したときに、保険の種類や加入年数に応じて戻るお金）がでます。その金額が「生命保険契約の権利」として評価され、個々の契約の時価（＝**解約返戻金相当額**）で評価します

(5) 投資信託・ETF（上場している投資信託）

(2) の上場株式と同じ評価をします

(6) ゴルフ会員権

ゴルフ会員権で取引相場のあるものは

課税時期の取引価格の 70%相当額が評価額になります。

(7) 動産（宝石、ネックレスなど）

動産は課税時期の**時価**（＝同じものを再び購入するとしたときの価格）を基準に評価します。

(8) 生命保険金

「受取金額－非課税枠（500 万×法定相続人の数）」の評価額となります

(10) 退職手当金

「受給金額－非課税枠（500 万×法定相続人数）」の評価額となります



ズバリ！自社株は時価がわからないということと、売れないという
問題点があります。

納税は現金で行うため、未公開株・不動産は納税で大変でしょう◎

7.1 遺言について

既に子供が独立している 60 代以降の方でも、

「自分の財産は少しだからもめることはない」

「自分の子供たちは仲がいいから大丈夫」

「遺言を書く必要なんてないと思う」

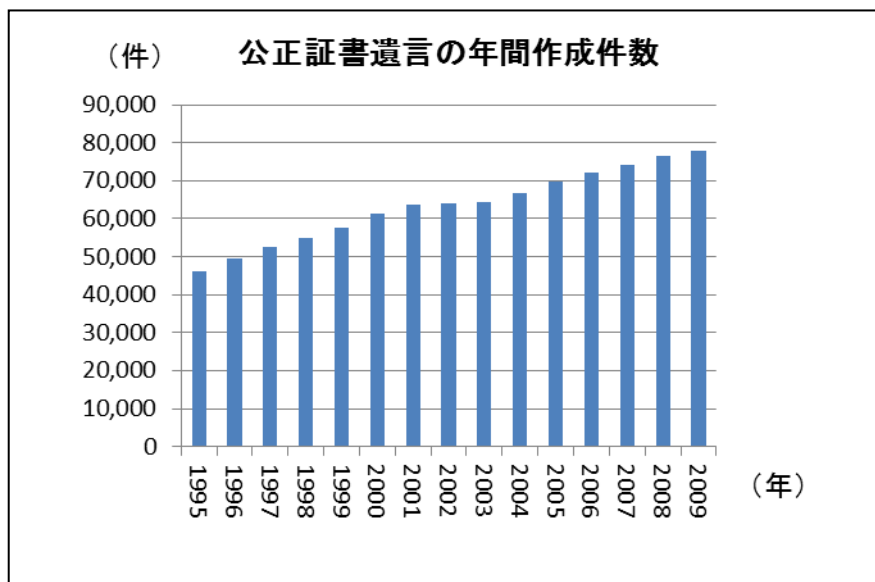
等と思い、遺言書を書くことに気が引けてしまう方はいらっしゃるようです。

しかし、遺言書で意思を伝えることは重要で、不必要なトラブルを防ぐこともできます。

相続は当事者（相続人）の間でもめることがあるだけでなく、
相続人の配偶者、家族などが話に加わって「第三者」が入ってきて
余計に収拾がつかなくなるということは珍しくありません。

そのような理解が深まっているのか、近年は遺言書を作成する方が増えてきています。

▼増加する遺言書の件数（公正証書遺言件数の推移）



*参考：相続税・贈与税・遺言の部屋

<http://123s.zei.ac/yuigon/gennzyou.html>



7.2 相続する側の人へ

「相続は、遺言通りに分割をしなければいけない」と思っていないですか？

たしかに、遺言は被相続人の最後の意思であるため、尊重すべきですが、「遺言とは異なる分割」も実は可能なのです。

なぜなら資産や家族の状況は、遺言を書いたときと実際に相続が行われるときとでは異なることも多いため「遺言通りに行うのが一番いい」とは限らないからです。

また、最低限もらえる遺留分を満たさない相続内容を遺言に書いてある場合もありえるからです。

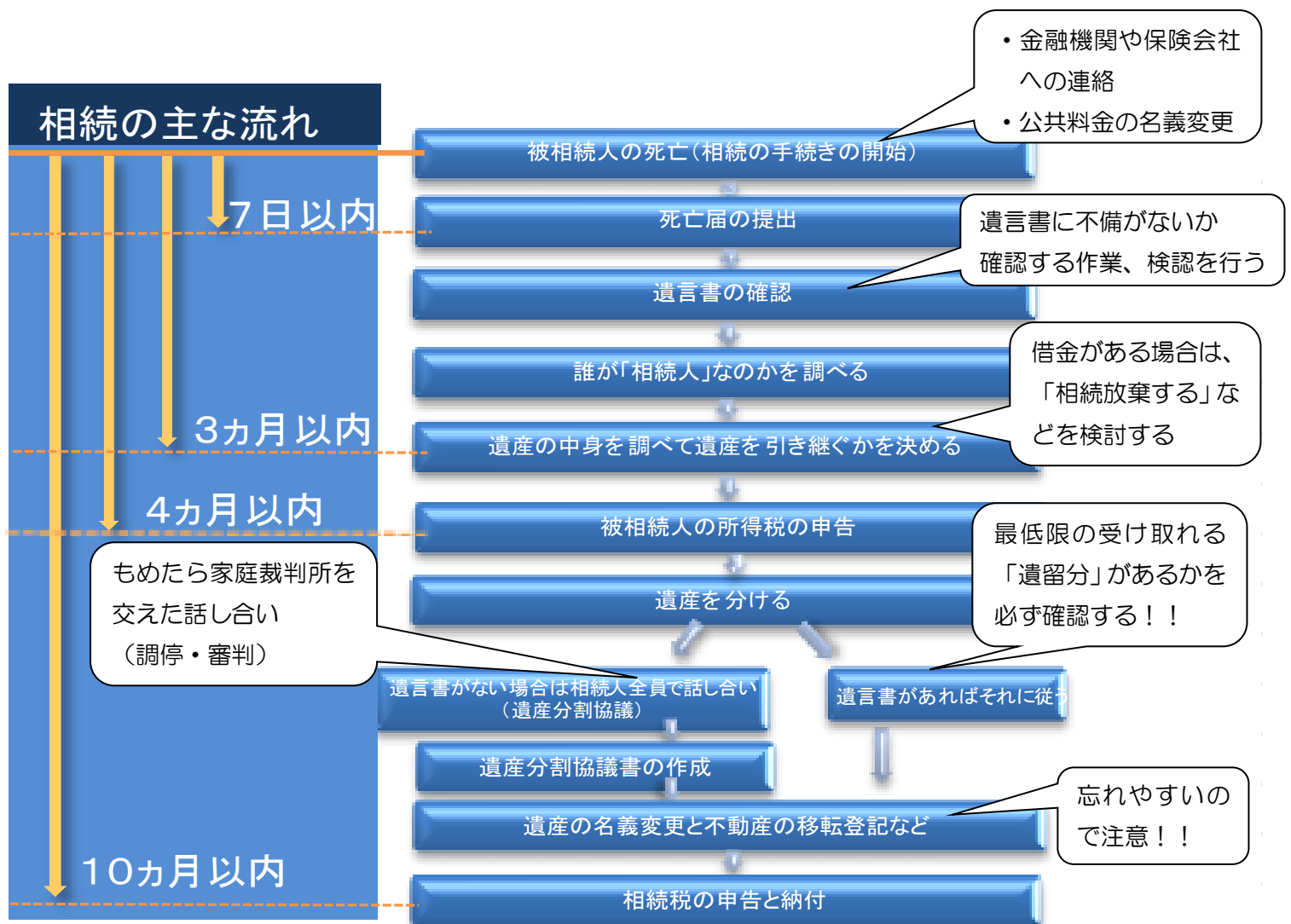
そして、遺言に従わないだけでなく、法定相続分という相続のガイドラインの分け方とは異なる分け方をすることも可能です。

大事なのは、「遺言とは異なる分け方をしたほうがいい」と相続人全員が納得して同意（遺産分割協議）をすれば、遺言の内容とは違う相続をすることも可能ということです。

たとえば、相続内容が不動産 3000 万と現金 1000 万だとします。相続人が子供 2 人で、「子供二人が不動産を共有する」という内容の遺言だったとしても、一人は「不動産」を希望して、もう一人はマイホームがあるから少ないとしても「現金」を希望する、とお互いが納得をして相続をする場合、遺言とは違う遺産分割協議書を作成し相続をすることができます。

信託銀行は「遺言信託」という、遺言書の作成から実際に行うところまで関与する業務があります。このように信託銀行等が関与している場合は、相続人全員の同意だけではなく、信託銀行（遺言執行者）の同意も必要であるため注意が必要です。

最後に、実際に相続がおきた場合の流れを、時系列で確認しておきましょう♪



▼相続は被相続人が死亡してからスタートをします。

死亡届を役場に提出し、遺言書の有無を確認します。

遺言書には主に3種類の方式があり、「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」、「秘密証書」です。

公正証書遺言は、本人が口頭で言ったことを公証人、プロが筆記し作るので**検認**

(＝不備がないか確認し裁判所で開けること)が不要です。

しかし、自筆証書と秘密証書遺言は本人が遺言書を書き、封するので、

相続人が家庭裁判所で開けなければいけません。勝手に開けてはいけないので注意が必要です。

次に誰が遺産を引き継ぐことができるかを調べます。

重要なことが、相続がスタートを知って3ヵ月以内であれば、

相続放棄することが可能ということです。

4ヵ月以内に所得税の申告をします。

このあと相続人全員で誰が何を分けるか話し合います(＝遺産分割協議)。

もし、もめてしまえば、家庭裁判所で**調停**（＝裁判所に仲介してもらうこと）や**審判**（＝裁判所により強制的にわけあうこと）をします。

全員が賛成すると、遺産分割協議書という書類を作成します。

反対に全員が合意したならば、取り分を変えることが可能です。

遺言書があった場合はその内容に従いましょう。

ただし、遺留分を満たされていなかったら 1 年以内に遺留分減殺請求をすることが可能です。

無事に済むと遺産分割協議書を持ち法務局等で名義変更の手続きをします。

最後に相続スタートから 10 ヶ月以内に申告と納税をします。

以上が相続の主な流れでした♪



8.おわりに

最後までご覧いただきありがとうございました。

最近、結婚はしていて子供がいない家庭も多くなっていますが、
そういう家庭でもトラブルがよく起きてしまうそうです。
各家庭でケースが異なるので、一概に解決方法を言えるわけではないのですが、
兄弟などと普段から仲良くしておくことも大事だとわかりました。
その反面、仲のよかった兄弟や親戚が、相続がきっかけに絶縁してしまうことがあるという、
相続の怖さ、奥深さ、を知りました。

相続についての知識を持っている人は少ないため、いざというときに備えこの冊子を通して
相続について知っていただけたら嬉しいです。

この課題をつくるにあたり、本社スタッフの方やFPの方々にインタビューもさせていただきました。
エクセルを使い慣れておらず、手こずってしまうことが多くありましたが、
優しく教えてくださり、気を遣って下さったおかげでなんとか完成することができました。
読んで下さった方が相続について少しでも理解して、もめないように予防策や
普段から仲良くする等実行に移してくだされば嬉しいです。

2012年2月24日

武蔵大学 経済学部金融学科2年 小高 郁

【参考資料・参考サイト】

長谷川浩雅 『磯野家の相続』

『週刊ダイヤモンド特大号』

白鳥光良 『スッキリわかるFP3 級』

伊藤亮太 『FP 技能士 2 級テキスト』

『相続と贈与の手引き』 大和証券

<http://www.tamura-souzoku-go.com/category/1363483.html>

<http://allabout.co.jp/gm/gc/312712/>

http://www.fuchie-act.com/service/souzoku1_4.html

<http://www.sohzoku.jp/knowledge/faq02/>

<http://www.sohzoku.jp/knowledge/faq02/faq02002.html>

<http://allabout.co.jp/gm/gc/42970/>

<http://www2.odn.ne.jp/~cjj30630/igon.html#towa>

http://itijunfukui.cocolog-nifty.com/fktusin/2006/12/post_cc54.html

<http://www2.ttcn.ne.jp/mkikuchi/souzokuzihyoukagaku.htm>

http://legacy.ne.jp/inheritance/present/inheritance_present3.html

<http://www.jabankosaka.or.jp/pb/pb/sim/setumei-souzoku.html>

<http://www015.upp.so-net.ne.jp/tezukayama-a/sozoku15.html>

http://caiip.com/guide2_10.html



【監修者コメント】

今回、この課題を小高さんにチャレンジしてもらったのは「誰の人生にも関わる可能性があるにも関わらず、小難しい」テーマである「相続」について、多くの人に役立つ情報提供をしたいと思ったからです。

このガイドブックによって「ライフプランの締め」である相続への理解が深まるお客様が増えて、将来の安心に貢献できることを望んでいます。

株式会社 住まいと保険と資産管理・代表取締役 白鳥 光良